

公益的機能維持増進協定制度とは

国有林に隣接・介在する民有林で、間伐等の施業が十分に行われていない場合、民有林の所有者と「公益的機能維持増進協定」を締結し、国において、国有林と民有林の整備を一体的に行う仕組み
(世界自然遺産地域及びその候補地内については、外来種駆除も実施)

メリット

- ①事業実施の手続は国が行います。
- ②民有林分の事業費の2/3を国が負担します。伐捨間伐は、国が全て負担します。
- ③民有林から生産される木材の販売は、国が協力して行います。
- ④地域全体の森林の公益的機能の維持増進が図られます。



公益的機能維持増進協定制度の概要

1. 対象森林

・以下のすべてを満たす森林

- ① 国有林内等で孤立している人工林で、森林整備が困難な森林
- ② 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり森林の整備・保全が必要な森林
- ③ 当該地区に国有林の施業予定地があること
(国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林)

2. 協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します。
- ・期間は最長で10年間です。
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化します。
- ・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施します。

3. 森林管理署が行う一体的な取組

- ・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成、提案、施工管理
- ・民有林の間伐等の森林整備
- ・路網の共同利用

- ※ 具体的な内容については、協定の締結の際に決定します。
- ※ 協定に基づく間伐を実施した後は、5年間は皆伐できません。

